

## 「公益目的支出計画」の実施完了について

当会は、公益法人制度改革に伴い、内閣府公益認定等委員会の認可を受け、平成 24（2012）年 6 月 1 日に一般財団法人へ移行いたしました。

一般財団法人移行時の公益目的財産額は公益目的事業の支出によって零とすることになっており、当会は履行に向け「公益目的支出計画」を提出して公益目的事業を実施して参りましたが、この度、令和 5（2023）年 5 月 31 日をもって同支出を完了いたしました。

これを受け、令和 5（2023）年 9 月 4 日付けで「公益目的支出計画実施完了確認請求書」を提出し、審査を経て、令和 5（2023）年 9 月 27 日付けで内閣総理大臣より「公益目的支出計画の実施完了の確認書」（府益担第 785 号）を受領いたしました。

これにより、一般財団法人移行に関する手続きがすべて完了しましたので、報告いたします。

【公印・契印（省略）】

府 益 担 第 7 8 5 号  
令 和 5 年 9 月 2 7 日

一般財団法人経済調査会  
代表者 田口 学 殿

内閣総理大臣  
岸田 文雄

公益目的支出計画の実施完了の確認書

貴法人から令和5年9月4日付けでされた、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第124条の規定に基づく公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求について、公益目的支出計画の実施が下記の日に完了したことを確認します。

記

公益目的支出計画の実施が完了した日 令和5年5月31日